

2023年1月27日

株主各位

会社名 アヲハタ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 範雄
(コード番号2830 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営本部長 石橋 弘行
T E L (0846) 26-0111

「第74回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当社「第74回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございました。お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正内容をお知らせいたします。

なお、2023年1月30日付発送予定の「第74回定時株主総会招集ご通知」冊子につきましても、下記修正が反映されておりませんので、併せてお詫び申し上げます。

記

【修正箇所 ①】

「第74回定時株主総会招集ご通知」3ページ
議決権行使についてのご案内

(下線部分は修正箇所を示しております。)

修正前	修正後
 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年2月16日（木曜日） 午後2時到着分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年2月16日（木曜日） 午後6時到着分まで</p>

【修正箇所 ②】

「第 74 回定時株主総会招集ご通知」 41 ページ

計算書類 貸借対照表

負債の部

(下線部分は修正箇所を示しております。)

修正前		修正後	
(単位：千円)		(単位：千円)	
科目	金額	科目	金額
負債の部		負債の部	
流動負債	3,159,756	流動負債	3,159,756
買掛金	1,366,541	買掛金	1,366,541
短期借入金	629,098	短期借入金	629,098
1年内返済予定の長期借入金	285,852	1年内返済予定の長期借入金	285,852
未払金	540,396	未払金	540,396
未払費用	<u>229,080</u>	未払費用	<u>55,266</u>
未払法人税等	38,340	未払法人税等	38,340
預り金	35,346	預り金	35,346
賞与引当金	21,812	賞与引当金	21,812
役員賞与引当金	1,357	役員賞与引当金	1,357
その他	<u>11,931</u>	その他	<u>185,745</u>

以上



フルーツには続きがある。

アヨハタ株式会社

証券コード 2830

第74回 定時株主総会 招集ご通知

お願い

- 新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会へのご来場については慎重にご判断いただき、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネットによる議決権の行使もあわせてご検討ください。
- ご来場の株主様へのお土産および試食会、工場見学会はございませんので、あらかじめご了承ください。
- 座席数を減らしております。お越しいただいてもご入場いただけない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染予防のための対応につきましては、2ページに記載しておりますので必ずご確認ください。

日時

2023年2月17日（金曜日）
午前10時

場所

広島県竹原市忠海中町一丁目2番43号
当社ジャム工場内 多目的センター
2階ホール

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

目次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	19
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43
トピックス	49

株主各位

証券コード 2830
2023年1月30日
広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
アヲハタ株式会社
代表取締役社長 山本 範雄

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会へのご来場については慎重にご判断いただき、出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年2月16日（木曜日）午後6時までに書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 広島県竹原市忠海中町一丁目2番43号
当社ジャム工場内 多目的センター 2階ホール（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
① 事業報告の会社の業務の適正を確保するための体制 ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表 ④ 計算書類の株主資本等変動計算書 ⑤ 計算書類の個別注記表
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。
◎上記のインターネット上の当社ホームページのアドレスは、http://www.aohata.co.jp/ci002_ir/meeting/index.htmlです。

新型コロナウイルス感染予防のための対応について

当社第74回定時株主総会の開催にあたり、株主の皆様のご健康と安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染予防の観点から、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会へのご来場は慎重にご判断いただき、議決権行使については、書面（郵送）またはインターネットでのお手続きもご検討くださいますよう、お願い申し上げます。
- ・インターネット上の当社ホームページには、招集ご通知のほか、決算短信、アラハタグループレポート（会社案内および社会・環境報告書）なども掲載しており、ご来場いただかなくても様々な情報を閲覧いただけます。
- ・また、本年も、株主総会にお越しいただくことが難しい状況のため、本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承り、インターネット上の当社ホームページに回答を掲載させていただく予定です。ご質問等を希望される株主様は、2023年2月7日（火曜日）午後6時までに専用メールアドレス宛に質問をお寄せください。（事前のご質問方法は、5ページをご参照ください。）なお、せっかくご質問いただいた場合でもすべてのご質問にお答えできないことがございますので、あらかじめご了承ください。

■当日の運営について

- ・ご来場の株主様へのお土産および試食会、工場見学会はございませんのでご了承ください。
- ・株主総会に出席する役員および運営スタッフはマスクを着用して運営させていただきます。
- ・感染予防を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項や決議事項のご説明を含めまして、本年も短縮させていただきます。なお、株主総会中の報告内容や説明資料につきましては、後日、インターネット上の当社ホームページで動画配信を予定しております。

■当日のご来場に際してのお願い

- ・マスク着用でのご来場および会場に設置予定のアルコール消毒液のご使用ならびに検温にご協力ください。マスクを着用されない株主様はご入場をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフからお声がけし、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主様のお席の間隔を広く取るため、座席数を減らしております。せっかくお越しいただいてもご入場いただけない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

今後の状況により本株主総会の上記運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページにてお知らせいたします。

【当社ホームページ】 <https://www.aohata.co.jp/>

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年2月17日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年2月16日（木曜日）
午後2時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年2月16日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに各議案に対する賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事前質問受付のご案内

以下の方法にて、事前にご質問を受け付けております。
いただいたご質問の中で、株主の皆様の高いと思われる質問については、株主総会にて回答させていただきます。



下記の専用メールアドレスにて質問をお寄せください。

専用メール
アドレス

質問受付期限 2023年2月7日（火曜日）午後6時受信完了分まで

- 議決権行使書用紙に記載されている株主番号および株主様のお名前を必ずご記入ください。
- 事前にいただいたご質問に対しては、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。
- 多くお寄せいただいたご質問は、後日インターネット上の当社ホームページにて回答させていただきます。

株主総会の模様は、2月下旬を目途にインターネット上の当社ホームページで公開する予定です。

<https://www.aohata.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を維持してまいります。また、内部留保につきましては、今後の経営環境および長期事業展開に対応し、成長分野への投資などに有効活用していきたいと考えております。

当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
金銭
- 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき、金10円
配当総額 82,479,610円
これにより中間配当金（1株につき10円）と合わせまして、年間配当金は1株につき20円となります。
- 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年2月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 170,000,000円
- 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 170,000,000円



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 事業の目的の記載を整理するとともに、フルーツを主軸とした今後の当社の事業の多様化に備え、当社現行定款第2条（目的）について記載内容の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 農畜水産缶詰詰の製造販売</u> <u>(2) 佃煮、漬物、乾燥食品、冷凍食品、畜産加工、ソースその他各種食料品の製造加工販売</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(1) <u>フルーツ加工品の製造、販売および輸出入</u>
(新 設)	(2) <u>調理食品の製造、販売および輸出入</u>
(新 設)	(3) <u>農畜水産物加工品、乾燥食品、冷凍食品、健康食品その他食料品、食品</u>
	<u>添加物の製造、販売および輸出入</u>
(新 設)	(4) <u>果実、種苗の栽培、販売および輸出入</u>
	(5) <u>現行どおり</u>
(3) <u>農畜水産加工用包装資材・調味料等の配合資材ならびに食品の加工および製造に係る機械類の販売</u>	
(4) <u>環境衛生のための防虫、防鼠、サニタイズ、機械クリーニング等の事業</u>	(6) <u>現行どおり</u>
(5) <u>コンピュータによる情報の提供および各種計算業務</u>	(削 除)
(6) <u>損害保険の代理業</u>	(削 除)
(7) <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u>	(7) <u>その他、前各号に附帯関連する一切の業務</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役全員（山本範雄、清水正史、鈴木勝義、堀 宏、角川晴彦、石野洋子の6氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位・担当	
1	山本 範雄	1957年 9月23日生	代表取締役社長	再任
2	堀 宏	1964年 8月15日生	取締役 生産本部、果実原料本部 および品質保証本部担当	再任
3	鈴木 勝義	1965年10月 7日生	取締役 営業本部、研究開発本部 、マーケティング本部 および広報室担当	再任
4	佐川 健志	1963年10月 8日生		新任
5	角川 晴彦	1956年 3月 3日生	取締役	再任 社外 独立員
6	石野 洋子	1964年12月28日生	取締役	再任 社外 独立員

(注) 本議案の承認をいただいた場合、本総会終了後に予定している候補者の地位、担当の変更は下記の下線部のとおりであります。

山本範雄 代表取締役社長 海外本部担当

鈴木勝義 取締役 経営本部、財務本部および広報室担当

佐川健志 取締役 営業本部、研究開発本部およびマーケティング本部担当



再任

候補者番号

1

やまもと のりお

山本 範雄

(1957年9月23日生)

所有する当社株式の数

13,441株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 キューピー株式会社入社
2009年 8月 同社執行役員家庭用本部長
2013年 7月 当社執行役員営業本部副本部長
同 年10月 当社執行役員営業本部長
2014年 1月 当社取締役営業本部長
同 年 5月 当社取締役営業統括兼家庭用営業本部長
2015年 1月 当社常務取締役営業統括兼家庭用営業本部長
同 年 3月 レインボー食品株式会社代表取締役社長
同 年 7月 当社常務取締役営業統括兼開発本部長
2016年 1月 当社常務取締役営業統括
2017年 2月 当社専務取締役営業統括
2018年 2月 当社代表取締役専務
2019年 2月 当社代表取締役社長（現任）
同 年 2月 株式会社中島董商店取締役（現任）

【 取締役候補者とした理由 】

当社の営業部門責任者としての経験と当社代表取締役社長としての経営経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。



再任

候補者番号

2

ほり
堀

ひろし
宏

(1964年8月15日生)

所有する当社株式の数

5,628株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
- 2013年10月 Santiago Agrisupply SpA社長
- 2016年10月 当社生産本部生産技術室長
- 2019年10月 当社生産本部副本部長兼海外エンジニアリング室長
- 2021年 2月 当社執行役員生産本部長兼海外エンジニアリング室長
- 同 年10月 当社執行役員生産本部長
- 2022年 2月 当社取締役生産本部、果実原料本部および品質保証本部担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社の生産、原料調達および品質保証部門責任者としての経験および海外における長年の経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。



再任

候補者番号

3

すずき
鈴木

かつよし
勝義

(1965年10月7日生)

所有する当社株式の数

5,628株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1989年 4月 キューピー株式会社入社
- 2014年12月 当社家庭用営業本部営業部長
- 2015年 7月 当社家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長
- 2016年 1月 当社執行役員家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長
- 同 年10月 当社執行役員家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長兼家庭用営業本部商品企画室長
- 2017年10月 当社執行役員家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長兼家庭用営業本部営業管理部長兼営業総務部長
- 2018年 2月 当社取締役営業本部長
- 2019年 2月 レインボー食品株式会社代表取締役社長（現任）
- 2021年10月 当社取締役営業本部、研究開発本部、マーケティング本部および広報室担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

営業部門責任者および経営責任者としての経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス



候補者番号

4

さ がわ たけ し
佐川 健志

(1963年10月8日生)

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 キューピー株式会社入社
2015年 10月 同社広域営業本部グループ流通部長
2018年 2月 同社関東支店長（現任）

新任

[取締役候補者とした理由]

営業部門における長年の経験と幅広い見識を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。



候補者番号

5

つ の か わ は る ひ こ
角川 晴彦

(1956年3月3日生)

所有する当社株式の数

2,700株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 日本コカ・コーラ株式会社入社
1990年 4月 同社マーケティング本部コーヒー／ティー統括部長
1994年 4月 同社マーケティング本部バイスプレジデント
2003年 4月 同社社長室長
2012年 9月 株式会社ブランドヴィジョン取締役シニアパートナー
2014年 4月 同社代表取締役社長
2015年 4月 株式会社ブランドバリューズ代表取締役社長（現任）
2016年 1月 当社取締役（現任）

再任

社外

独立
役員

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

経営者としての豊富な経験と、マーケティングに関する幅広い知識・見識を有しており、当社取締役会において有益な意見を述べていただいております。今後も引き続き、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行うことを通じて、当社グループの企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。



候補者番号

6

いしの ようこ
石野 洋子

(1964年12月28日生)

(戸籍上の氏名：沖中 洋子)

所有する当社株式の数
1,900株

再任

社外

独立
役員

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1999年 4月 東京大学先端科学技術研究センター協力研究員
- 同 年11月 University of Southern California博士研究員
- 2003年 6月 理化学研究所連携研究員
- 2004年 5月 広島大学大学院理学研究科特任助教授
- 2007年 4月 同科特任准教授
- 2011年 4月 山口大学大学院技術経営研究科准教授
- 2014年12月 同科教授（現任）
- 2017年 2月 当社取締役（現任）

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

技術経営分野における幅広い知識・見識を有しており、当社取締役会において有益な意見を述べていただいております。今後も引き続き、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行うことを通じて、当社グループの企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等であるキューピー株式会社およびその子会社等における現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 角川晴彦および石野洋子の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 石野洋子氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、大学教授として技術経営分野における幅広い知識・見識を有しておられることから、社外取締役としても職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 角川晴彦および石野洋子の両氏は現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって角川晴彦氏が7年、石野洋子氏が6年となります。
- (4) 当社は角川晴彦および石野洋子の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を、その限度額を法令の定める最低責任限度額として締結しております。両氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (5) 当社は角川晴彦および石野洋子の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役全員（梅脇正弘、松居智子、福井 久の3氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 **1** うめ わき まさ ひろ
梅脇 正弘 (1960年10月30日生)

所有する当社株式の数
1,300株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1983年 4月 キューピー株式会社入社
2010年 2月 ケイ・システム株式会社取締役経理財務受託事業部長
2013年 2月 キューピー株式会社経営推進本部財務部長
2020年 2月 当社常勤監査役（現任）

再任

【監査役候補者とした理由】

経理・財務部門における長年の経験と幅広い見識および当社の常勤監査役としての経験を、当社の監査に反映していただけるものと判断したためであります。



候補者番号

2

まつい ともこ
松居 智子

(1967年5月29日生)

所有する当社株式の数

1,300株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1994年 4月 弁護士登録
長野国助法律事務所入所
2002年 1月 同事務所パートナー弁護士（現任）
2015年 1月 当社監査役（現任）

再任

社外

独立
役員**[社外監査役候補者とした理由]**

現在弁護士として活躍されていることから法律実務家としての豊富な知見や経験を有しており、当社監査役会において有益な意見を述べていただいております。今後も引き続き、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行うことを通じて、当社グループの企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外監査役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。



候補者番号

3

うらた まさや
浦田 昌也

(1964年7月12日生)

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1987年 4月 キューピー株式会社入社
2012年 2月 同社広島支店長
2015年10月 同社人事本部人事部長
2018年 2月 同社人事本部長
2019年 2月 同社執行役員人事本部長（現任）

(注) 2023年2月12日付でキューピー株式会社を退職し、2023年2月13日付で株式会社
中島董商店取締役執行役員経営企画・管理部門担当に就任予定であります。

新任

社外

[社外監査役候補者とした理由]

営業・人事部門における長年の経験と幅広い見識を有しており、当社監査役会において、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行うことを通じて、当社グループの企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の「略歴、当社における地位および重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等であるキューピー株式会社およびその子会社等における現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
3. 各監査役候補者の財務・会計・法務その他の知見に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 梅脇正弘氏は、キューピー株式会社の経理・財務部門において長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - (2) 松居智子氏は、現在弁護士として活躍されており、法律実務家として法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - (3) 浦田昌也氏は、キューピー株式会社の営業・人事部門において長年の経験があり、それに基づく当社グループの事業に関する広範な知識と見識を有しております。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 松居智子および浦田昌也の両氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 松居智子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、同氏は現在弁護士として活躍されており、その法律実務家としての豊富な知見や経験から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - (3) 松居智子氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - (4) 当社は松居智子氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を、その限度額を法令の定める最低責任限度額として締結しております。同氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、浦田昌也氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - (5) 当社は松居智子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 本総会終了後の経営体制（予定）について

当社の中長期的な経営の方向性や、2018年に策定した2028年ビジョン「フルーツで世界の人を幸せにする」の実現に向け、当社の強みを活かす「味づくり」や「原料調達」をはじめ、取締役会が意思決定および経営の監督機能を発揮するために必要なスキル（経験・知識・能力）を特定いたしました。

なお、以下の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性を発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

氏名 地位および担当	特に専門性を発揮できる領域および経験								指名・報酬委員会
	マーケティング・営業	味づくり(研究開発)	海外事業	経営戦略・人材開発	財務経理	ESG・法務・リスク管理	原料調達	生産・品質管理、AI/DX	
山本 範雄 代表取締役社長 海外本部担当	○	○	○	○			○		○
堀 宏 取締役 生産本部、果実原料本部 および品質保証本部担当			○				○	○	○
鈴木 勝義 取締役 経営本部、財務本部 および広報室担当	○	○		○					○
佐川 健志 取締役 営業本部、研究開発本部 およびマーケティング本部担当	○	○		○					
角川 晴彦 社外取締役	○	○	○	○			○		○
石野 洋子 社外取締役	○	○		○				○	○
梅脇 正弘 常勤監査役					○	○			
松居 智子 社外監査役					○	○			○
浦田 昌也 社外監査役	○			○		○			

以上

事業報告 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

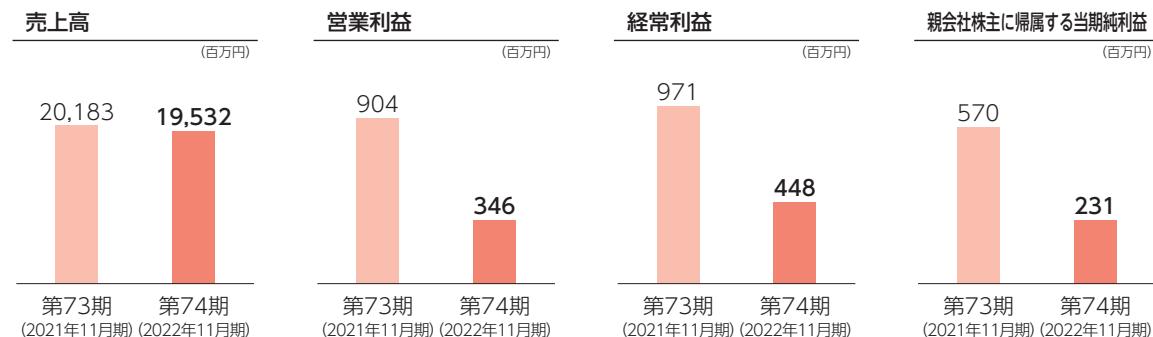
当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大が不安視されつつも、ウィズコロナ下での行動制限の緩和など、経済活動の回復に向けた動きが見られました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢や、輸入コストの増加など先行き不安な状況が続きました。

食品業界におきましては、家庭内における光熱費の上昇、ガソリン価格等が高止まりの中、原材料価格の高騰による各種食品の値上げが進んだこともあり、消費者の節約志向は一段と強まりました。

このような状況のなか、当社グループは2022年度からの中期経営計画に基づき、「フルーツのアヲハタ」実現へ向けて、取り組みを進めてまいりました。

売上につきましては、家庭用の新商品投入など需要喚起策を進めてまいりましたが、内食需要の反動のなか、原材料高騰による2度の価格改定が売上に繋がらず、売上高は195億32百万円（前年同期比3.2%減）となりました。

利益につきましては、引き続き生産性向上の取り組みや、販売費及び一般管理費の抑制に努めましたが、売上の減少と想定を超える原材料高騰により、営業利益は3億46百万円（前年同期比61.6%減）、経常利益は4億48百万円（前年同期比53.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、フルーツ加工品類の生産設備等の減損損失を計上した影響により、2億31百万円（前年同期比59.5%減）となりました。

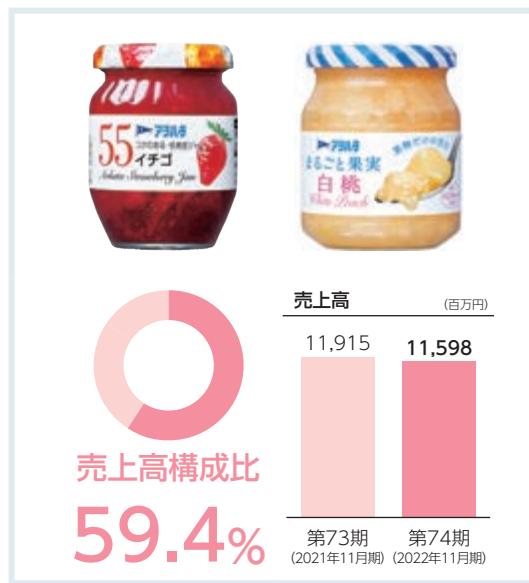


製品等の区分別概況

家庭用

家庭用につきましては、「アヲハタ・55」シリーズ、「アヲハタ・まるごと果実」シリーズおよび「ヴェルデ・トーストスプレッド」シリーズ等において、2022年2月に9年ぶりとなる価格改定を実施しました。その後、更なる原材料高騰やエネルギーコスト等の上昇を受け、2022年11月に2回目となる価格改定を実施しました。「アヲハタ・SpoonFree」シリーズをはじめとする新商品を発売するなど、食シーンの拡大や需要喚起策を進めましたが、ジャム・スプレッド類トータルでの売上の伸長に繋がりませんでした。一方、CVSにて展開しております1食食べ切りタイプの冷凍フルーツ加工品類等は伸長しましたが、家庭用全体としては減収となりました。

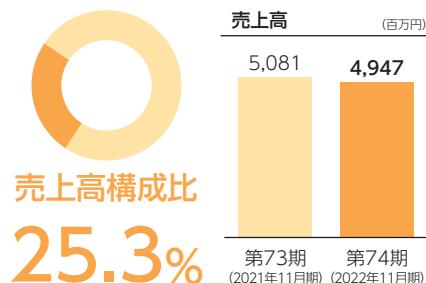
この結果、家庭用の売上高は115億98百万円（前年同期比2.7%減）となりました。



産業用

産業用につきましては、大手外食向けフルーツ加工品の新規受注が堅調に推移しましたが、乳業メーカー向けについては新たな売上の獲得に繋がりませんでした。また行動制限の緩和に伴い、お土産品などの需要にやや回復がみられたものの、産業用全体としては減収となりました。

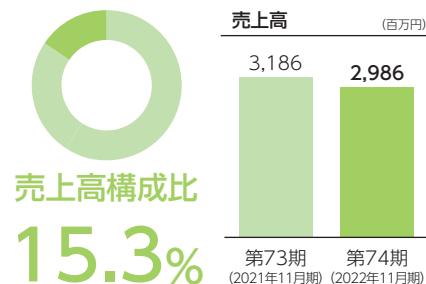
この結果、産業用の売上高は49億47百万円（前年同期比2.6%減）となりました。



生産受託他

生産受託他につきましては、介護食「キューピー・やさしい献立」シリーズなどの家庭内食向け商品は伸長しました。一方、外食・ホテル向けなどの業務用商品については回復が遅れており、加えて生産品目の選択と集中を進めていることもあり、減収となりました。

この結果、生産受託他の売上高は29億86百万円（前年同期比6.3%減）となりました。



② 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

1) 会社の経営の基本方針および中期経営計画

当社グループは、社訓である「正直を以て宗とすること 信用を重んずること 和を以て尊しとなすこと」のもと、2021年12月からの3年間を対象とする中期経営計画を策定しました。2018年の創立70周年を機に、掲げた2028年ビジョン「フルーツで世界の人を幸せにする」をめざし、5つの経営方針「ジャム・スプレッド事業の盤石化」、「産業用事業での新たな成長モデルの構築」、「海外（中国）成長市場への本格参入」、「新フルーツカテゴリーの創造」、「一人ひとりが挑戦し成長できる企業風土の創造」に継続して取り組み、「フルーツのアヲハタ」の実現に向けて挑戦と変革を推進してまいります。

2028年ビジョン「フルーツで世界の人を幸せにする」

私たちアヲハタグループは、フルーツの力を限りなく引き出すことで「おいしさ」「楽しさ」「やさしさ」をお届けし、お客さまの幸せな毎日の暮らしに寄り添います。

5つの経営方針

1 ジャム・スプレッド事業の盤石化

2 産業用事業での新たな成長モデルの構築

3 海外（中国）成長市場への本格参入

4 新フルーツカテゴリーの創造

5 一人ひとりが挑戦し成長できる企業風土の創造

2024年度（中期経営計画 最終年度）達成指標

売上高営業利益率 6.5% ROE（自己資本当期純利益率）7%以上

2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響する経済動向や、ロシア・ウクライナ情勢など、引き続き景気の先行き不安も払拭されず、生活必需品における節約志向は継続するものと思われまます。また、原材料価格の上昇の継続、人件費や物流費、エネルギーコストの増加など、より厳しい経営環境が想定されます。

このような状況のなか、当社グループは、家庭用はジャム・スプレッド類を中心に、引き続き市場の活性化に取り組むとともに、1食食べ切りタイプのフルーツ加工品類等ジャム以外の商品の展開もさらに加速させてまいります。産業用は引き続き、利益体質の強化を進めてまいります。また、今後も引き続き原材料価格の上昇が見込まれる中、調達コストの上昇を抑えるとともに、技術革新による生産コストの低減を進めてまいります。

テーマ	主な取り組み
家庭用ジャム・スプレッドの強化	ジャムのカテゴリーリーダーとして市場拡大を進めるとともに、ライフスタイルの変化に対応した用途の創造と、顧客開拓を進める
新規カテゴリー商品の拡大	食べ切りタイプなど新たなフルーツ加工品類の展開スピードを上げ、新市場を創造する
産業用事業の収益事業への転換	お客様にとっての価値提案を進めるとともに、生産性向上による利益体質への強化を進める
海外（中国）事業の強化	持続的成長へ向けた投資を進め、グループ協働で事業拡大を図る
原料調達力の強化	気候変動や地政学的リスクへの対応など持続可能なサプライチェーンを再構築し、品質とコスト競争力を高める
生産性の向上	スマートファクトリー化を推進し、生産性向上を実現する
一人ひとりが挑戦し、成長できる企業風土の創造	インナーブランディングを継続し、挑戦する企業風土を醸成することで、個人の成長をあと押しする

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資額は2億72百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当連結会計年度中に完成または取得した主要設備

当社ジャム工場 ：ジャム類製造設備の更新

当社竹原工場 ：ジャム・スプレッド類および調理食品類製造設備の更新

当社山形工場 ：フルーツ加工品製造設備の更新

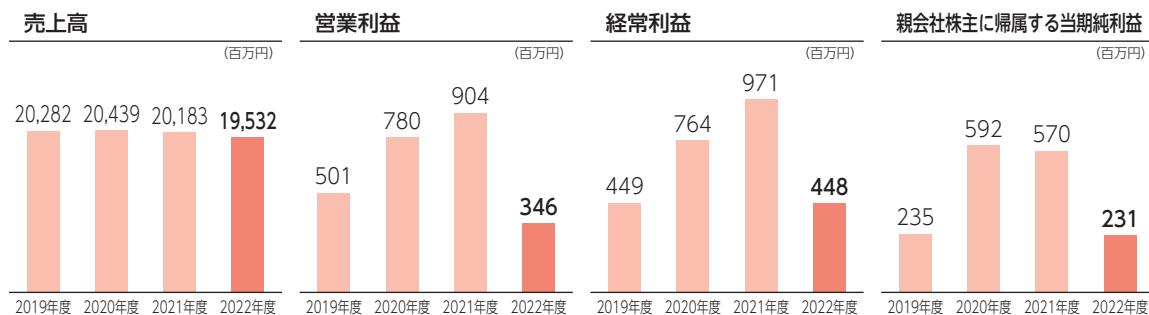
④ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および銀行借入による調達により充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当連結会計年度)
売上高	千円 20,282,541	千円 20,439,267	千円 20,183,044	千円 19,532,312
営業利益	千円 501,360	千円 780,689	千円 904,205	千円 346,933
経常利益	千円 449,477	千円 764,922	千円 971,499	千円 448,781
親会社株主に帰属 する当期純利益	千円 235,912	千円 592,098	千円 570,819	千円 231,130
1株当たり 当期純利益	円 28.50	円 71.53	円 69.26	円 28.03
総資産	千円 19,521,261	千円 18,791,231	千円 17,775,107	千円 17,685,074
純資産	千円 12,013,005	千円 12,503,443	千円 12,937,509	千円 13,100,649
1株当たり純資産額	円 1,451.18	円 1,510.45	円 1,570.48	円 1,588.35

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
キューピー株式会社	百万円 24,104	% 44.8	介護食、調理食品等の製造の委託

- (注) 1. 親会社であるキューピー株式会社に対する製品の販売価格につきましては、一般の取引価格と同様、当社の見積価格および市場価格を勘案し都度協議の上決定しており、当社の利益を害することのないよう取引を行っております。また、当社取締役会においても同様の理由で、キューピー株式会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は親会社との間で共有する基本ルールにおいて、上場会社としての独立した経営権の保持、経営上の重要事項の説明、独自の内部統制システムの構築・運用、株主権の適切な行使などに関する規定を定めており、当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っているため、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

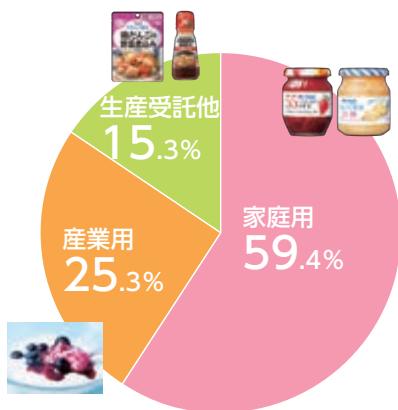
② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
レインボー食品株式会社	千円 30,000	% 100.0	地域特産品等の仕入および販売他
杭州碧幟食品有限公司	千元 13,865	100.0	フルーツ加工品の製造および販売
Santiago Agrisupply SpA	百万チリペソ 3,498	100.0	農産物の加工販売

(4) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

区分	主要品目	売上高構成比
家庭用	ジャム、マーマレード、スプレッド等	59.4%
産業用	フルーツ・プレパレーション、フルーツ原料、デザート類等	25.3%
生産受託他	介護食、料理用ソース等の調理食品等	15.3%
合計		100.0%

売上高構成比(2022年度)



家庭用



アヲハタ
55ジャム



アヲハタ
まるごと果実



アヲハタ
トラディショナル



アヲハタ
カロリー半分



アヲハタ
スプレッド



アヲハタ
塗るテリーヌ



ヴェルデ
ホイップ



ヴェルデ
スプレッド

生産受託他



介護食



調理食品



地域特産品

(5) 主要な営業所および工場 (2022年11月30日現在)

- ・ 当社本社 広島県竹原市
- ・ 営業拠点 家庭用営業部 東京都渋谷区、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、愛知県名古屋市、兵庫県伊丹市、広島県広島市、福岡県福岡市
- 産業用営業部 東京都渋谷区
- ・ 生産拠点 (国内)
 - 当社ジャム工場 広島県竹原市
 - 当社竹原工場 広島県竹原市
 - 当社山形工場 山形県北村山郡大石田町
- (国外)
 - 杭州碧幟食品有限公司 中華人民共和国浙江省
 - Santiago Agrisupply SpA チリ共和国首都州

[国内の主要な営業所および工場]

- 本社
- ▲ 生産拠点
- 営業拠点



(6) 従業員の状況 (2022年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
577名	4名増	41.4歳	15.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
448名	21名減	41.9歳	18.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	541
株式会社広島銀行	414
株式会社三菱UFJ銀行	346
農林中央金庫	254
株式会社中国銀行	214
呉信用金庫	85

百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2022年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
 ② 発行済株式の総数 8,292,000株
 ③ 単元株式数 100株
 ④ 株主数 11,789名 (前期末比 355名増)
 ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
キ ュ ー ピ ー 株 式 会 社	3,687	44.7
株 式 会 社 中 島 董 商 店	914	11.1
ア ヲ ハ タ 持 株 会	267	3.2
株 式 会 社 ユ ー 商 会	200	2.4
東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	106	1.3
廿 日 出 好 恵	101	1.2
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	63	0.8
廿 日 出 明 子	46	0.6
株 式 会 社 広 島 銀 行	44	0.5
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	35	0.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を44,039株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,025株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容は、「(2)③取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況 (2022年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 範 雄		株式会社中島董商店取締役
取 締 役	清 水 正 史	経営本部、財務本部および海外本部担当	
取 締 役	鈴 木 勝 義	営業本部、研究開発本部、マーケティング本部および広報室担当	レインボー食品株式会社 代表取締役社長
取 締 役	堀 宏	生産本部、果実原料本部および品質保証本部担当	
取 締 役	角 川 晴 彦		株式会社ブランドバリューズ 代表取締役社長
取 締 役	石 野 洋 子 (戸籍上の氏名：沖中洋子)		山口大学大学院技術経営研究科教授
常 勤 監 査 役	梅 脇 正 弘		
監 査 役	松 居 智 子		長野国助法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	福 井 久		株式会社中島董商店 経営企画部戦略営業推進室長

- (注) 1. 取締役角川晴彦および石野洋子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松居智子および福井 久の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役梅脇正弘氏は、キューピー株式会社の経理・財務部門において長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役福井 久氏は、株式会社中島董商店の経理および経営企画部門において長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、角川晴彦、石野洋子および松居智子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と角川晴彦、石野洋子、松居智子および福井 久の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

7. 当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
清水 正史	取締役 経営本部および財務本部担当	取締役 経営本部、財務本部および海外本部担当	2022年 2月18日
堀 宏	執行役員 生産本部長	取締役 生産本部、果実原料本部および品質保証本部担当	2022年 2月18日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役・監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによつて生じ得る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、または他の者に利益を供与したことに起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

③ 取締役および監査役の報酬等

1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年2月18日付の取締役会決議により、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬を含む報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された監査役年間報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の経営環境（業績等）や他社水準、従業員給与の水準などを考慮しながら総合的に勘案したうえで、役位に応じて設定する。

- c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標に対する達成度を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の会社業績の目標値（連結売上高および連結営業利益の額）に対する達成度合いおよび担当部門や各自の目標達成度を指標として職責や成果を反映することにより算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

業績目標および評価については、その妥当性・客観性を確保するため、指名・報酬委員会に諮問することとし、代表取締役社長は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の業績連動報酬の内容を決定のうえ、毎年一定の時期に支給するものとする。

(2) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬、業績連動報酬等と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の地位喪失までの間とし、継続して取締役の地位にあることおよび一部についてはこれに加えて、取締役会が目標値として設定した業績目標（連結営業利益率）を上回ることを条件として譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を考慮して検討するものとし、指名・報酬委員会に諮問し、取締役会にて種類別の報酬割合の範囲を決定することとする。下記e.の委任を受けた代表取締役社長は、当該種類別の報酬割合の範囲内で、業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の役位に応じた基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に業績連動賞与の評価配分に関する原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならないこととする。但し、非金銭報酬等（株式報酬）は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議で個人別の割当株式数を決議する。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	107 (14)	94 (14)	3 (-)	9 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17 (4)	17 (4)	- (-)	- (-)	2 (1)
合計 (うち社外役員)	125 (18)	111 (18)	3 (-)	9 (-)	10 (3)

- (注) 1. 上記には、無報酬の社外監査役1名は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度に係る役員賞与 3百万円 (取締役4名に対し3百万円)
4. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標に対する達成度を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の会社業績の目標値 (連結売上高および連結営業利益の額) に対する達成度合いおよび担当部門や各自の目標達成度を指標として職責や成果を反映することにより算出した上で、実績や経営に対する貢献度等を踏まえて算定しております。業績指標の実績の推移は、「1. (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
6. 取締役の基本報酬の額は、2007年1月26日開催の第58回定時株主総会において年額1億60百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名 (うち、社外取締役は2名) です。
また、金銭報酬とは別枠で、2022年2月18日開催の第73回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年2万株以内 (社外取締役は付与対象外) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く) の員数は、4名であります。
7. 監査役の基本報酬の額は、2007年1月26日開催の第58回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
8. 取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長山本範雄氏に対し、その具体的内容の決定について委任をしており、その権限の内容は、各取締役の役位に応じた基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定であります。
委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案した上で、各取締役の役位に応じた基本報酬の額の決定および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に業績連動賞与の評価配分に関する原案等を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して委任された内容の決定を行っております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役角川晴彦氏は、株式会社ブランドバリューズの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役石野洋子氏は、山口大学大学院技術経営研究科の教授であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役松居智子氏は、長野国助法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役福井 久氏は、株式会社中島董商店の従業員であります。株式会社中島董商店は、当社の議決権の11.1%を保有する大株主であります。

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	角川晴彦	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と、マーケティングに関する幅広い知識・見識を活かし、取締役会において当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員長として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
取締役	石野洋子	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、技術経営分野における幅広い知識・見識を活かし、取締役会において当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
監査役	松居智子	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会7回のすべてに出席し、法律専門家としての豊富な知見や経験を活かし、取締役会および監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
監査役	福井久	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会7回のすべてに出席し、経理および経営企画部門における長年の経験と幅広い見識を活かし、取締役会および監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会社の業務の適正を確保するための体制の整備およびその運用状況に関する事項

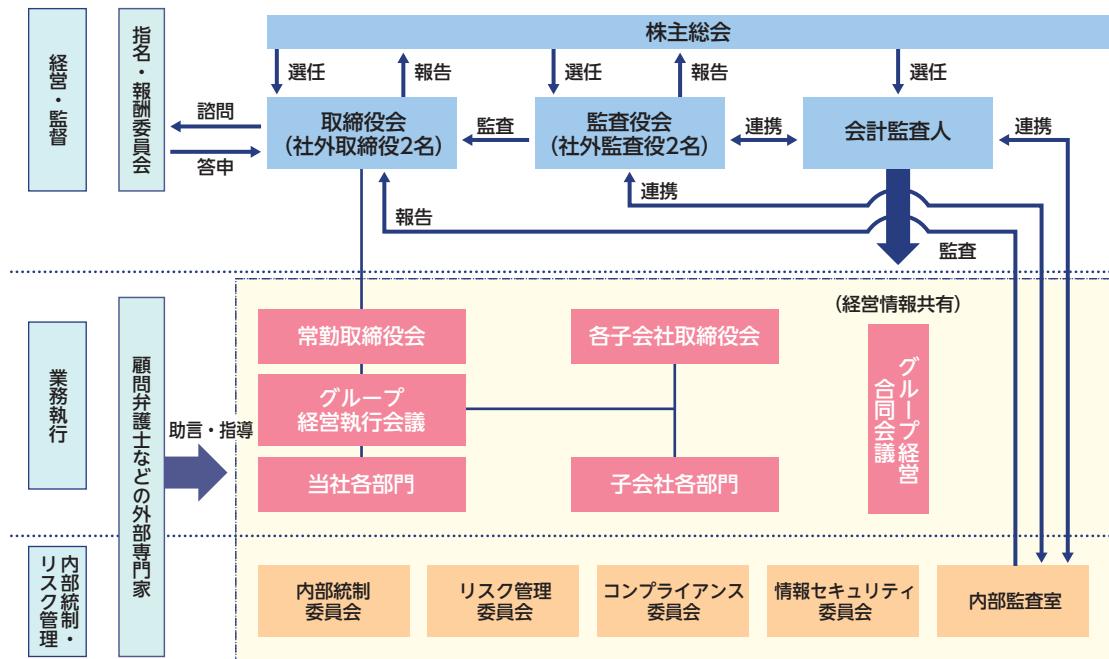
取締役会において決議しております「会社の業務の適正を確保するための体制」の概要につきましては、インターネット上の当社ホームページにて公表しておりますので、そちらをご参照ください。

(http://www.aohata.co.jp/ci002_ir/meeting/index.html)

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。
- ② 監査役会を7回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。また、内部統制委員会を開催し、内部統制評価についてのレビューを行いました。
- ④ 取締役会の構成や取締役の指名・報酬などに関する手続きの客観性・独立性・透明性を一層高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。
- ⑤ グループ経営合同会議を開催し、中期経営計画の進捗状況を当社グループ全体で共有するとともに、各子会社より重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。
- ⑥ 情報セキュリティ委員会を開催し、当社グループ全体の情報セキュリティに関するマネジメント体制およびその運用状況を確認いたしました。
- ⑦ リスク管理委員会を開催し、当社グループ全体のリスクを包括的に管理するとともに、危機管理マニュアルの改訂を適時行い、当社グループ全体で共有いたしました。
- ⑧ コンプライアンス委員会を開催し、当社グループ全体の役職員に対するコンプライアンス教育の実施状況を確認するとともに、内部通報制度の運用状況についてのレビューを行いました。
- ⑨ 親会社であるキューピー株式会社のリスク管理およびコンプライアンスに関する重要会議に出席し、情報交換を行いました。

[コーポレート・ガバナンス体制図]



(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本としつつ、利益成長に基づく増配も視野に入れ、収益性の向上と経営効率を高める取り組みに努めてまいります。また、内部留保につきましては、今後の経営環境および長期事業展開に対応し、成長分野への投資などに有効活用していきたいと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,125,780	流動負債	3,108,943
現金及び預金	738,653	支払手形及び買掛金	1,384,866
受取手形及び売掛金	3,557,347	短期借入金	500,000
商品及び製品	1,564,464	1年内返済予定の長期借入金	285,852
仕掛品	106,919	未払金	559,200
原材料及び貯蔵品	3,969,473	未払法人税等	38,531
その他	188,921	賞与引当金	21,994
固定資産	7,559,293	役員賞与引当金	1,357
有形固定資産	5,317,956	その他	317,141
建物及び構築物	1,693,970	固定負債	1,475,481
機械装置及び運搬具	2,111,610	長期借入金	1,070,740
土地	1,345,322	退職給付に係る負債	343,677
その他	167,052	資産除去債務	60,262
無形固定資産	1,377,560	その他	802
商標権	1,265,198	負債合計	4,584,425
ソフトウェア	92,719	純資産の部	
その他	19,642	株主資本	12,890,046
投資その他の資産	863,776	資本金	915,100
投資有価証券	182,593	資本剰余金	1,295,191
繰延税金資産	389,071	利益剰余金	10,769,604
その他	292,111	自己株式	△89,848
資産合計	17,685,074	その他の包括利益累計額	210,602
		その他有価証券評価差額金	6,663
		繰延ヘッジ損益	△3,346
		為替換算調整勘定	39,583
		退職給付に係る調整累計額	167,700
		純資産合計	13,100,649
		負債純資産合計	17,685,074

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		19,532,312
売上原価		14,502,790
売上総利益		5,029,522
販売費及び一般管理費		4,682,588
営業利益		346,933
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,511	
為替差益	71,618	
その他	52,287	136,416
営業外費用		
支払利息	10,446	
その他	24,122	34,569
経常利益		448,781
特別損失		
減損損失	54,236	54,236
税金等調整前当期純利益		394,544
法人税、住民税及び事業税	129,018	
法人税等調整額	34,396	163,414
当期純利益		231,130
親会社株主に帰属する当期純利益		231,130

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	9,868,095	流動負債	3,159,756
現金及び預金	466,936	買掛金	1,366,541
売掛金	3,528,088	短期借入金	629,098
商品及び製品	1,569,567	1年内返済予定の長期借入金	285,852
仕掛品	106,586	未払金	540,396
原材料及び貯蔵品	3,533,438	未払費用	229,080
前払費用	51,283	未払法人税等	38,340
短期貸付金	484,928	預り金	35,346
その他	127,266	賞与引当金	21,812
固定資産	8,008,115	役員賞与引当金	1,357
有形固定資産	4,770,764	その他	11,931
建物	1,356,204	固定負債	1,695,958
構築物	99,966	長期借入金	1,070,740
機械装置	1,893,726	退職給付引当金	564,153
車両運搬具	8,693	資産除去債務	60,262
工具器具備品	79,063	その他	802
土地	1,316,253	負債合計	4,855,714
建設仮勘定	16,855	純資産の部	
無形固定資産	1,370,018	株主資本	13,017,180
借地権	4,561	資本金	915,100
商標権	1,265,198	資本剰余金	1,289,042
ソフトウェア	89,230	資本準備金	985,263
その他	11,028	その他資本剰余金	303,779
投資その他の資産	1,867,332	利益剰余金	10,902,886
投資有価証券	182,593	利益準備金	127,890
関係会社株式	593,047	その他利益剰余金	10,774,996
出資金	560	別途積立金	10,350,000
関係会社出資金	334,737	繰越利益剰余金	424,996
長期貸付金	232,443	自己株式	△89,848
長期前払費用	46,799	評価・換算差額等	3,317
繰延税金資産	456,769	その他有価証券評価差額金	6,663
差入保証金	9,073	繰延ヘッジ損益	△3,346
その他	11,308	純資産合計	13,020,497
資産合計	17,876,211	負債純資産合計	17,876,211

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		19,138,756
売上原価		14,176,875
売上総利益		4,961,880
販売費及び一般管理費		4,473,272
営業利益		488,608
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,992	
その他	71,284	90,276
営業外費用		
支払利息	6,675	
その他	20,441	27,116
経常利益		551,768
特別損失		
減損損失	54,236	54,236
税引前当期純利益		497,531
法人税、住民税及び事業税	128,835	
法人税等調整額	34,144	162,980
当期純利益		334,551

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月19日

アヲハタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 純一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アヲハタ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アヲハタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年1月19日

アヲハタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 純一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アヲハタ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月19日

アラハタ株式会社 監査役会

常勤監査役 梅 脇 正 弘 ㊟

社外監査役 松 居 智 子 ㊟

社外監査役 福 井 久 ㊟

以上

トピックス

2022日本パッケージングコンテスト受賞 ジャパンスター賞 公益社団法人日本包装技術協会会長賞

「ヴェルデ ピーナッツホイップ」、「ヴェルデ チョコホイップ」の環境配慮型ラミネートチューブは、公益社団法人日本包装技術協会主催の「2022日本パッケージングコンテスト」において、大日本印刷株式会社と連名で入賞しました。



素材の厚みを薄くすることで、

プラスチック使用量を、

約**9.3%**削減※

発生するCO₂排出量を、

約**4.9%**削減※

※ チューブ部分の従来比較

公式SNSアカウントのご紹介

各公式SNSアカウントでは、朝食だけではなくスイーツや料理のレシピを継続的に提案することで、毎日の食卓を応援します。ぜひ、フォローしてご覧ください。

Instagram



Twitter



画像はイメージ
(Instagram)

株主メモ

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで	株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
定時株主総会	毎年2月	株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
基準日	定時株主総会・期末配当金 11月30日 中間配当金 5月31日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して 基準日を定めます。	事務取扱場所 (郵便物送付先)	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告により、当社のホームページに掲載します。 (https://www.aohata.co.jp/)	(電話照会先)	 0120-782-031 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
単元株式数	100株	(ホームページ URL)	https://www.smb.jp/personal/procedure/agency/
証券コード	2830		

株式に関する手続について

手続	問い合わせ先	
	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
<ul style="list-style-type: none"> ●株主名簿に記載の住所・氏名などの変更 ●単元未満株式の買取・買増請求 ●配当金の受領方法の変更 ●振込先の変更 ●マイナンバーに関する問い合わせ ●その他手続に関する事項 	株式をお預けの証券会社にお問い合わせください。	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031
<ul style="list-style-type: none"> ●特別口座から証券会社の口座への振替申請 ●特別口座の残高照会 		
<ul style="list-style-type: none"> ●書面交付請求 (株主総会資料) 	株式をお預けの証券会社または下記までお問い合わせください。 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-533-600	
<ul style="list-style-type: none"> ●支払期間経過後の配当金の支払請求 	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	 0120-782-031

株主ご優待制度

毎年11月30日現在の株主名簿に記録された1単元（100株）以上ご所有の株主様に対し、以下の基準により年1回（株主総会后、2月下旬頃）当社商品を贈呈いたします。

贈呈基準	ご所有株式数 100株以上1,000株未満	1,000円相当の商品詰め合わせ
		ご所有株式数 1,000株以上

第74回 定時株主総会 会場ご案内図



交通のご案内 最寄り駅 忠海駅 (JR奥線) より徒歩8分

※ 新型コロナウイルス感染予防のため、総会当日のご来場は慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。